

令和6年度宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業実施要項

令和6年4月8日
国際・経済交流課

第1 目的

宮崎県人会世界大会開催を契機に新たに築かれたつながりを活用し、県人会の活性化や次世代への継承、ネットワークの強化及び本県施策の更なる展開を図るものである。

第2 事業概要

第1の目的のために、同一年度内に本県の魅力情報の発信など本県施策と関連した取組を行う海外県人会に対して補助金を交付する。

第3 事業実施団体

県国際・経済交流課に届出された海外県人会

第4 事業の内容

現地での県人会活動において本県の魅力情報の発信など本県施策と連携した取組を行う。

第5 募集、選定及び補助金の交付決定

- 1 県は、事業の実施に当たり、本件補助対象事業を一般公募する。
- 2 事業の実施を希望する団体は、次に掲げる書類を、別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 事業実施申込書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
- 3 年度については、2024年4月1日から2025年3月31日（日本時間）と定める
- 4 県は、上記2の提出があったときは、実施意欲、事業目的との整合性、事業の新規性・継続性・波及効果・地理的バランス、実現可能性等を考慮の上、事業実施候補団体を選定する。また、2の団体に選定結果を通知するものとする。
- 5 上記4の規定により選定を受けた事業実施候補団体は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業補助金交付要綱（令和6年4月8日宮崎県国際・経済交流課定め）の規定に基づき、次に掲げる書類を別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 補助金交付申請書（補助金等の交付に関する規則様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第1号）
 - (3) 収支予算書（様式第2号）
 - (4) 当該団体の過去1年間の活動実績を証する書類
 - (5) 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことの誓約書（補助金交付要綱様式

第3号)

6 県は、上記5の書類の提出があったときは、補助金交付の適否を判断し、事業実施候補団体に通知するものとする。

第6 募集要項

県は、各年度の事業の実施に当たり、宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業募集要項を作成する。

第7 対象事業の条件等

- (1) 応募は県国際・経済交流課に届出された海外県人会とする。
- (2) 本県の魅力情報の発信など本県施策と連携した取組を行うこと。
- (3) 取組期間が補助金交付決定日から年度内で終えること。

第8 補助金交付

決定した額を事業実施団体が指定した口座に振り込む。

第9 その他

この要項は、令和6年度の予算に係る宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業から適用する。